

「自動車点検基準」(省令)のホイール・ボルトに係る改正箇所(平成19年4月1日施行)

自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)

(日常点検基準)

第1条の第1項の別表第一……「点検内容」の「5」を追加

別表第一(事業用自動車、自家用貨物自動車の日常点検基準)(第一条関係)

点検箇所	点検内容
(略)	(略)
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (1) 4 溝の深さが十分であること。 (2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
(略)	(略)

(注) (2)印の点検は、車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。

(定期点検基準)

第2条の第1項の別表第3……「12月ごと」に「1」として追加

別表第3(事業用自動車等の定期点検基準)(第二条関係)

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの。)
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	ホイール	(2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (2) 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	(3) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リア・ホイール・ベアリングのがた
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (3)印の点検は、車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。

第2条の第1項の別表第4……被牽引自動車として新規設定

別表第4(被牽引自動車の定期点検基準)(第二条関係)

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの。)
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	ホイール	(1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	(2) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 ホイール・ベアリングのがた
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (2)印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

「自動車の点検及び整備に関する手引き」(告示) に係る改正箇所(平成19年4月1日施行)

自動車の点検及び整備に関する手引き(平成12年運輸省告示第162号)

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法	
車の周りからの点検	(略)	(略)	
	タイヤ	空気圧	
		取付けの状態	ホイール・ナットの脱落・緩み、ホイール・ボルト折損等に関する目視点検及びハンマなどによる点検を規定。また、タイヤ交換の際には規定トルクでホイール・ナットを締め付けること等を規定。
		亀裂、損傷	(略)
		異状な磨耗	(略)
	溝の深さ	(略)	
(略)	(略)	(略)	

(略)

(注)4 印の点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。

3 定期点検の実施の方法

(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検時期(年又は月ごと)の「事業用など」に「被牽引自動車」を追加し、「単車」と分離した。かじ取り装置など被牽引自動車には無い装置は点検時期を削除した。

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					被牽引自動車	点検の実施方法
		家用乗用など	家用貨物など	大型特殊	事業用など			
かじ取り装置	ハンドル	操作具合	2年	12月	12月	12月		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
制動装置(ブレーキ)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブ	機能		12月	12月	12月		(略)
	リレー・エマージェンシー・バルブ 被牽引車用として、追加規定。	機能					12月	リレー・エマージェンシー・バルブからエア漏れがないかを音により点検を規定。必要がある場合は、出入口の圧力差が規定の範囲にあるか点検、又は分解しへたり及び劣化がないか目視により点検を規定。
	ブレーキ・ドラム、ブレーキ・シュー	シューの摺動部分及びライニングの磨耗	1年距離	12月	12月	3月距離	3月距離	ライニングの残量を直接確認できる点検孔を有する構造又はドラム・カバーが取り外せる構造の車両にあっては、ドラムを取り外さず点検可、ただし、点検の結果、ライニングの残量はその使用限度に近づいている場合その他異状が認められる場合はドラムを取り外して行なうことを追加規定。シューの戻り不良(ブレーキの引きずり)がないかの点検を追加規定。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
点検箇所	点検項目	点検時期						点検の実施方法

		(年又は月ごと)						
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車		
走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年距離	12月距離	12月距離	3月距離	3月距離	(略)
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1年距離	6月	6月	3月	3月	大型車にあっては、トルク・レンチを用いるなどして、ホイール・ナットを規定トルクで締め付けること等を追加規定。
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷(大型車において行う点検)を追加規定				12月	12月	ディスク・ホイールを取り外してホイール・ボルトの亀裂、損傷等を点検すること、ディスク・ホイールを取り付ける際は規定トルクで締め付けること等を規定。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
連結装置		カプラの機能及び損傷				12月	12月	(略)
		キング・ピン及びルネット・アイの磨耗、亀裂及び損傷					12月	ルネット・アイに亀裂、磨耗及び損傷がないかを目視などにより点検、及び取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検を追加規定。
		ピントル・フックの点検項目から分離。						
		ピントル・フックの磨耗、亀裂及び損傷				12月	ピントル・フックの点検項目に亀裂、磨耗を追加規定。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

4 整備の実施の方法

(略)

(1) 4輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	タイヤの交換	(1)～(6)(略) (7)ディスク・ホイールががたつかない程度までホイール・ナットを締め付けます。このとき、ホイール・ナットの大きく斜めになっている部分(テーパ部)とディスク・ホイールのホイール・ナット当たり面が均等に密着するように締め付けます。 (8)～(10)(略)	(1)～(6)(略) (7)ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。 (8)スチール製ディスク・ホイール又はアルミ製ディスク・ホイールの取り付けには、それぞれ専用のホイール・ボルト及びホイール・ナットが必要な車の種類があります。このような車両では、アルミ製ディスク・ホイールからスチール製ディスク・ホイールに交換する場合は、専用のホイール・ボルト及びホイール・ナットに交換してください。
(略)	(略)	(略)	(略)